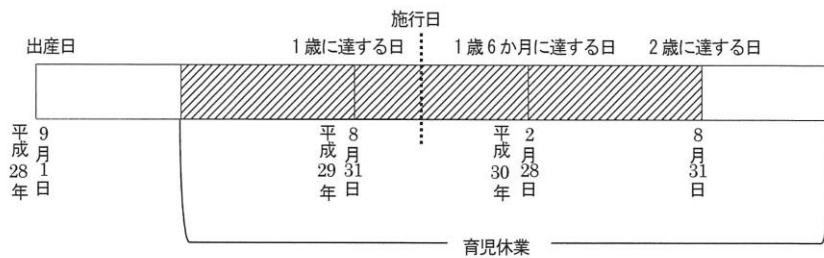


【事例】

ア 育児休業に係る子が1歳の時点で地方公務員等共済組合法施行規則第2条の5の5第1項による育児休業手当金の支給延長に該当し、施行日以後、当該子が1歳6か月時点においても当面その保育が実施されない場合

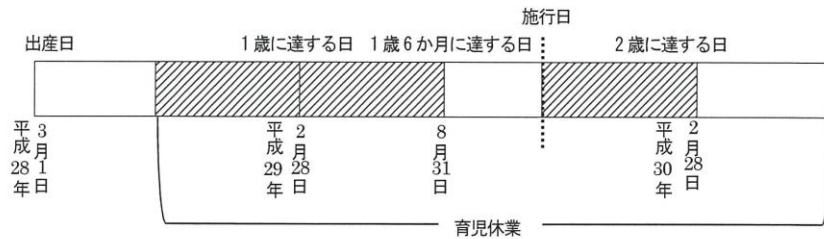
(注) 網掛け部分が育児休業手当金の支給期間



※1歳6か月に達する日とは、出産日から起算して1年6月後の応当日の前日をいう。

・原則として1歳6か月時点（平成30年3月1日以後の期間）の入所不承諾通知が必要

イ 施行日前に1歳6か月に到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、当面その保育が実施されない場合が続いており、施行日以後2歳に達する場合



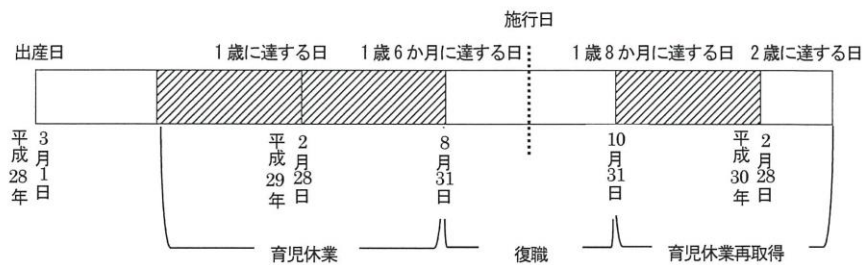
・原則として施行日時点の入所不承諾通知が必要

ウ 施行日以後、育児休業を開始し（対象となる子が1歳6か月から2歳までの間）、以後2歳に達する場合



・ 育児休業開始時点の入所不承諾通知が必要

エ 施行日以前に1歳6か月到達し、育児休業手当金の支給が終了しているが、施行日以後に再度育児休業を取得する場合



・ 育児休業再取得時点の入所不承諾通知が必要